

していきたいと思っておりますので、市長の応援もよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで質問の方を終わりたいと思ひます。どうもありがとうございました。

○佐々木謙二議長 午前の時間が少し残っておりますけれども、次の高橋議員の質問が中途になりますので、ここで昼食のため暫時休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

午前11時49分 休憩

午後1時00分 再開

○佐々木謙二議長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

市政一般に関する質問を続行いたします。

高橋孝夫議員の質問

○佐々木謙二議長 順位3番、議席番号10番、高橋孝夫議員。

(10番高橋孝夫議員登壇)

○10番 高橋孝夫議員 私は、市民生活の向上と行財政執行が誤りなく展開されることを祈りながら一般質問を行います。通告をしております3点について順次質問申し上げますので、それぞれ明快な答弁をいただきますようお願いをしておきたいと思ひます。

質問の第1は、消防の広域化計画への対応と考え方についてです。

本年3月に山形県は、「山形県消防広域化推進計画」を策定しています。この計画は、平成18年6月18日の消防組織法改正によるものとされています。消防組織法改正の内容は、1つは、

消防の広域化は消防体制の整備及び確立を目的とする。2つは、消防庁長官は消防広域化に関する基本指針を定める。3つは、都道府県は広域化を推進する必要があると認められる場合には、その市町村を対象にして広域化推進計画を策定する。4つは、広域化対象市町村は、協議により広域化後の消防の円滑な運営を確保するための広域化消防運営計画を作成する。5つに、国は広域化を推進するために必要な援助と配慮を行うとされ、この改正に基づき同年7月12日には消防庁長官が「市町村の消防の広域化に関する基本方針」を定めたとされています。

この市町村の消防の広域化に関する基本方針では、災害発生時の初動体制の強化など住民のサービスの向上と、現場要員の増強や専門要員の養成などによる消防力の強化を目的に掲げ、30万人以上の管轄人口を目標に面積や生活圏などに配慮して広域化を推進することとされています。そして同時に、都道府県の定める広域化推進計画は平成19年度に定め、推進計画の広域化対象市町村は法第34条に定められている広域消防運営計画を作成するなどの広域化に向けた取り組みを行い、平成24年度までに広域化を実現するとされているようです。

これらの消防法改正や消防庁長官の市町村の消防の広域化に関する基本方針が定められたことを受けて山形県は、冒頭に申しあげましたように山形県消防広域化推進計画を本年3月に策定をしたということになるわけです。この推進計画によりますと、国の方針、消防本部の課題などをかんがみ、県民の安全・安心の観点、住民へのサービス向上、消防体制の強化などを図るため市町村消防の広域化を推進していくという県の考え方を示し、消防広域化の目的として、1つは、救急業務の高度化と救命率の向上、部隊数の増加による初動消防力の充実と増援体制の強化、管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮などによる住民サービスの向上、2つは、

+

本部要員の効率化、経費の削減などによる消防体制の効率化、3つは、高度な消防設備、施設等の整備、適切な人事ローテーションによる組織の活性化などによる消防体制の基盤強化の3点を挙げています。

そして、県の市町村消防の広域化に関する基本方針としては、1つ、広域化に当たっては、非常備消防の自治体の常備消防の推進、単独消防本部の広域化への積極的な推進をするとともに、既に広域化した消防本部についても、今後、管轄人口が減少し財政的にますます厳しくなることが予想されることから、地理的条件、面積、日常生活圏を勘案し、さらなる広域化を推進する。

2つは、本県は県土面積、全国第9位、山地割合が70%の地域であり、農村部を抱え、都市部を除き多くの集落が点在している地域である。これは都市部が集中している関東地方などの都道府県とは地理的条件が相違する。このため広域化の規模については、人口のほか面積、地理的条件、気象条件を十分に考慮するとともに、日常生活圏について一定のまとまりのある規模とする必要がある。

3つは、県内市町村消防の抱えている組織、資機材などの整備など、消防体制の課題、人口減少などの社会情勢の変化などに対応し、地震、水害、特殊災害などの大規模災害に対し迅速かつ正確な情報収集と現状把握、被害最小限化に向けた消防活動が最も効率的、効果的に行える適切な規模とする。

4つは、消防は住民の生命、身体、財産を守ることを市町村に課せられた使命である。その中で災害などが発生した場合、第一義的には生命の安全を確保することが最も重要である。このため、その根幹をなす救急業務について医療機関との連携を強化し、生命の安全を確保することが喫緊の課題であることから、基幹病院、救急搬送など医療機関などのエリアを十分考慮

し、一定のまとまりのある規模とする必要があると位置づけているようです。

その上で、県は、村山地域、最上地域、置賜地域、庄内南部、庄内北部の5ブロックとして、村山地域と置賜地域を広域化の対象圏域とする圏域を設定をしています。具体的には、村山地区は7市7町で構成し広域化の対象となること、最上地域は1市4町3村で構成する圏域となること、置賜地域は3市5町で構成し広域化の対象となること、4つは、庄内南部地域は1市1町、鶴岡と三川ですが、で構成をする圏域となること、庄内北部地域は1市2町で構成する圏域としていくというふうに示されています。

そして、このように設定をした理由として、1つは、住民の生命、身体、財産を守る体制、2つは、消防機関と医療機関の連携強化、3つは、山形県救急業務高度推進協議会と一体となった規模の設定、4つは、基幹病院などとの連携強化、5つは、日常生活圏と一致した規模の設定などを挙げているようです。この中で広域化対象とされている置賜地域は、管轄人口が23万9,000人、管轄面積は2,496平方キロメートルで、西置賜行政組合と米沢市、南陽市、高島町、川西町のそれぞれ単独で設置をされている消防本部を統合して一本化をするという内容になっています。

私は、山形市選出の県会議員を通じてこの山形県消防広域化推進計画をいただいて読ませていただきました。私自身の率直な感想は、1つは、市町村の固有の職務であるはずの自治体消防組織がこんなに簡単に国や県の考え方で左右されるものかという疑問を感じたこと。2つは、住民の生命、身体、財産を守るために身近にあることこそ大事と言える消防が、住民の声や思いなどはどうなっていくのかということを考えてとき不安を感じざるを得なかったこと。3つは、管轄人口が30万人規模ということにされ、それに合わせた形での広域化対象が設定されて

しまったことで、果たして東京都や神奈川県、大阪府、香川県、佐賀県などの都府県よりも面積が広大な地域を1つの消防組織で本当にカバーできるのだろうかと素朴な疑問を感じたこと。4つは、国の市町村合併推進と県の市町村合併構想の考え方が置賜地域の広域化対象と一致していることに不思議さを感じたこと。5つ目は、この県の計画どおり進めることは乱暴なことと感じたことなどでありました。よって、以下、市長に対応策と考え方をお伺いいたします。

第1点目は、本年3月の県の計画策定までに市町村の考え方はどのように反映をされたのかについて伺います。

昨年10月9日に開催されました西置賜行政組合議会定例会において、大道寺議員がこの件に関して質問をされています。そのときの西置賜行政組合管理者である内谷市長の答弁では、「つい先日も県の危機管理室の方でこれらについて意見を求めるような、そして各市町村に回っているということでございました」と触れられております。私は、県がこのような計画を策定する場合は、各市町村のとらえ方や考え方などを聴取するということが当然になされるものと感じます。

そこで市長に伺いますが、県の危機管理室の職員が長井市に聴取された際に、長井市としてどういった意見や考え方を示されたのか、具体的にお聞かせをいただきたいと思います。加えて、各市町村から聴取された内容がこの県の推進計画にはどのように反映されたと考えておられるのか、あわせてお聞かせをいただきたいと思います。

第2点目は、県の計画は絶対的なものかについて伺います。

私は、先ほども申し上げましたが、消防業務は市町村の責任のもとに展開されるものと考えてきました。消防制度は従来、警察制度の一部でしたが、昭和22年の消防組織法の制定によっ

て警察からは分離され、自治体消防として市町村の消防責任が明記をされ、条例に従い市町村長が消防を管理し、消防に要する経費は市町村が負担するとされ、市町村の消防は国及び都道府県の管理に服することはないというのが市町村消防の原則であると私はとらえてきました。そして、この原則のもとに国及び都道府県は補完的な役割を果たすこととされ、消防庁長官または都道府県知事は都道府県または市町村に対して助言、勧告、指導をすることができることと、非常事態の場合に都道府県知事または市町村長に対する必要な措置をとることを求めることができることとされてきたと私は考えます。

加えて、国は消防職団員の教育、訓練のため消防大学校を置き、都道府県は消防学校を置くことができるほか、市町村の消防責任が十分果たされるよう必要な事務を処理することとされています。このことは消防の設置と責任はあくまでも市町村にあるということだと思います。しかし、平成18年以降の国の消防法改正の動き、特に県に対して広域化推進計画を策定させ、その実行を求めるという一連の流れや動きは看過できないと考えます。市長は、これら一連の動きをどうとらえておられるのでしょうか、明らかにしていただきたいと思います。私は、消防はあくまでも当該の市町村が判断し、責任を持って展開するものと考えますが、市長の県の計画に対する考え方をお聞かせをいただきたいと思います。

第3点目は、市、そして西置賜行政組合の考え方はどうかについて伺います。

県の広域化推進計画が示された以上、その計画に対する市の考え方、そして現在構成している西置賜行政組合の考え方を整理していくことが今後求められてくると私は感じます。現時点で今後どう整理を図られようと考えておられるのか、率直にお聞かせをいただきたいと思います。また、今後いつの時点までにおおのこの考

+

え方を整理され、結論を得ようと考えておられるのかについても明らかにしていただきたいと思います。同時に、具体的な判断基準としては何を考えておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。私は、最低限、現在展開している消防力を堅持していくことが確約されなければならないと考えますが、どうでしょうか、市長の見解をあわせてお聞かせをいただきたいと思います。

第4点目は、国及び県が4年後としている広域化までの具体的な進め方について伺います。

お聞きするところによると、県が示した消防広域化推進計画に基づいていろいろな機関や関係者での検討が進んでいるということのようです。しかし、この間、私たち市議会にも西置賜行政組合議会にもそれらの内容は全く報告をされておりませんし、私たちは、どうなっているのか、今後どうしようとしているかなどについては全くわかりません。

そこで1つは、県の計画策定以降、この間どのような検討がどういった機関で展開をされてきているのか、そしてその中での結論は何なのか。2つは、今後はどういう手法や機関で、どういった内容の検討を展開されるお考えなのか、ほかの2市5町との間ではどういう内容の進め方を合意しておられるか。3つは、市民の声や考え方、要望などをどう反映させていくのか、そのための手法はどう展開されようと考えておられるのか、明らかにしていただきたいと思います。私は、この広域化が行政の判断だけで進めていくことができる問題ではないととらえています。特に住民の生命、身体、財産を守るという極めて重要な問題であることを考えるとき、住民の皆さんがどう考え、どうしてほしいと考えておられるのかをしっかりと把握し、十分な説明と納得が前提になると考えます。その意味でも明確な答弁をいただきたいと思います。

第5点目は、職員派遣の考え方について伺い

ます。

今後の検討の考え方として、来年の4月から置賜行政事務組合に新たな分野の機関を設置し、その中で置賜地域の消防の広域化の検討を進めていくこと、そしてそのために構成する幾つかの市の職員が派遣をされるということに仄聞しています。

そこで市長に伺います。1つは、申し上げましたような考え方の具体的な内容について明らかにしていただきたいこと。2つは、その際の財政負担はどうなっていくのか、置賜行政事務組合分担金が増加をするということになるのか、あるいは派遣元の自治体負担となるのかどうか、そして県の財政支援はどうなるのかについて考え方をお示しいただきたいこと。3つは、後ほども申し上げますが、長井市の職員数がこの間減少してしまっている中で、そういった職員を派遣していく余裕が果たして長井市にあるのか、私は心配でなりません。市長はどのようにとらえておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

特に私は、今回の県の計画についての検討を展開をしていくということになるのであれば、当然にして県がその経費負担を負っていくという措置がなされるべきものと考えます。しかし、県の計画を見ても広域化に伴う主な経費については、「初年度経費としての事務費と通信指令機能を統合するための経費が必要である」という記述があるものの示されている事務費の中には該当する項目がありませんし、財政支援の項では、「消防広域化に伴い臨時的に必要とされる経費については、その一般財源所要額の2分の1が特別交付税により国から交付される」と触れられているだけで、具体的なものは何ら示されていないと私は思います。ただでさえ各市町村の財政が厳しい事態になっていることを考えれば、職員を派遣し、お金も負担していくということにはならないと私は考えますし、県の

計画検討ということであれば、当然にして県が必要な経費の全額を措置することが不可欠と考えます。その意味で市長の考え方をお聞かせをいただきたいと思います。

質問の第2は、地場産業振興センター運営費補助金についてですが、時間の関係でカットをさせていただいて、質問の第3の市行政の執行体制についてお伺いをいたします。なお、この2番目については、後日の予算特別委員会総括質疑でお伺いをしますので、よろしく願います。

質問の第2は、市財政の執行体制についてです。

私は、本年6月定例会で市の人事政策について質問させていただきました。よって、今回は来年度以降の市行政の執行体制について伺いたいと思います。

第1点目は、平成21年度の職員体制はどう想定をされているのかについて、総務課長に伺います。

平成20年度当初の職員数は、総数で301名ということになっています。本当に少ない職員数になったものだと感じます。そこで本年度末の定年退職者数は何人なのか、自己都合などで早期退職を考えておられる人は何人になる見込みなのか、そして新規採用者を何人考えておられるのか、具体的な数値を挙げて、まずお聞かせをいただきたいと思います。あわせて、現在、病気休暇取得者などの状況はどうなっているのか、特にいわゆる心の病と言われる状況がどうなっているのかについても明らかにしていただきたいと思います。その上で、21年度当初での職員数を何人体制で展開されようかと想定しておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

第2点目は、言われている組織変更とはについて市長に伺います。

過日の山形新聞で来年度からの市の組織機構

の改編や新たな制度導入などについて、行財政改革推進委員会で意見交換をしたという内容の記事が掲載をされておりました。内容はわからないわけですが、いずれにしても組織機構の改編などがこの間検討されてきているということは想像されます。その間の施政方針などでもこれらについてはいろんなことが触れられていますが、正直申し上げて、私にはなかなか実際に思い描くことができないままです。現時点でどういう内容の組織機構の改編を考慮されるのか、また、この間いろいろと言われてきた執行体制の改正をどう図ろうと考えておられるのか、明確になっているものをお示しいただきたいと思います。

同時に、私は、この2年間で組織機構を変えることではいろいろと混乱してきたのではないかと感じています。特に課と同等の室を新たに設置したかと思えば、翌年には課の中に室を置くことや、一つの課の中に複数の管理職が混在するという事態は、機構がわかりにくいばかりでなく、内部にも戸惑いがあったのではないかと感じます。私は、こういった組織機構の改編を毎年行うということには少なからず疑問を感じますし、率直に言えば、余り感心しないことと言わざるを得ません。私は、組織機構の改編や執行体制を変えることに力を費やすのではなく、少ない中でもじっくりと職務遂行ができる環境を整えていくことが必要だと考えますが、いかがでしょうか、市長の見解を伺います。

第3点目は、職員の確保をどうするかについて市長に伺います。

申しあげましたように、21年度は本年度よりもさらに少数の職員数で行政執行を展開しなければならない状況にあるようです。私は、この職員数で果たして変わらない行政執行が可能なのか、大変不安を抱えています。特に保育職場は保育士確保がきちんとできているのか、心配でなりません。保育計画が示されないままにな

+

っており、来年度以降の児童センターの運営がどう展開されようとしているのかはわかりませんが、保育士の絶対数が不足をしていることだけは確かなことでもあります。現時点でどう対応されようと考えておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

また、一般職の職員の確保も大事な問題になっています。私は、1つは、現在行われている退職勧奨による早期退職者を募ることをこれ以上強化しないで、逆に定年まで働き続けていけるような環境整備と人員確保に向けた呼びかけを早急に進めていくこと。2つは、本年6月定例会でも申しあげましたような新規採用者を4月1日に採用するというに拘泥しないで、条件が許す場合は4月1日以前でも採用していくこと、これによって即戦力を高めていくことが必要ではと考えますが、その具体化を図ることを早急に検討に入り、実施すべき時期にあると考えること。

3つは、アメリカ発の世界同時不況と景気後退による就職内定の取り消しや派遣職員の切り捨て、有効求人倍率の低迷による就職難などの事態が具体的に顕在化する中であって、自治体はできる範囲で人材確保を図っていくという施策の展開が求められていると考えられますが、その具体化に向けて研究を展開をされてはどうかと考えています。それには、職員採用や採用試験の時期の問題あるいはあり方を整理することなどが必要となるわけですが、早急にやれるものはないか研究していく時期と考えます。優秀な人材を確保する上でも、住民サービスの質と量をきちんと確保するためにもこういった研究は喫緊の課題と考えますが、市長の考え方と方向性についてお聞かせをいただきたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○佐々木謙二議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 高橋孝夫議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、答弁でございますが、できるだけ明瞭かつ簡潔に答弁したいと思います。具体的な答弁を求められておりますが、ちょっと質問の詳細が多岐にわたりました。本日お示しいただいたということで少し抜ける部分があるかと思いますが、その際は、ぜひ再質問でご指摘いただければありがたいというふうに思います。

大きく2点ほどいただいたということで、まず1点目の消防の広域化計画への対応と考え方についてご答弁させていただきます。この件については、8点ほどあるのかなというふうに思います。詳細に答弁しますと相当時間かかりますので、全体的な考え方をまず初めに申し上げたいというふうに思います。

このたびの広域化計画については、まず最初、国のいわゆる消防組織法が平成18年に改正されたということから、県の方で「置賜も広域化を検討していただきませんか」ということで来られたというふうに私は理解しております。そこで長井市として、あるいは西置賜行政組合としてどういうふうに考えるかということですが、大きく2点ほどあると思っております。

まず1つは、消防の組織法の改正というのは、人口減少がこれからどんどん進んでいくと、その中で消防の組織をどうするかということでもありますけれども、私も西置賜行政組合でも今後30年間の人口の減少の推定でありますけれども、約40%ということでありまして、そういった意味から住民の生命と財産を守り、また安心・安全なまちづくりを進める上で本当に効率的で機能的な消防のあり方は何だということをやはり見直さなければならないのではないのかと、検討しなければならない、こういうことがまず1点。

それから2点目は、平成28年の5月まで、国

の方から防災あるいは救急無線のデジタル化をしなければならない、これは義務であります、これが示されております。平成17年当初、約5億7,000万円、西置賜行政組合で新たな設備投資が必要だと。これが現在では10億円ぐらいかかるんじゃないかというふうに少し上向きに修正されておりますけども、この金額が置賜3市5町で一つになった場合、約3億9,000万円で整備できるということから、これは人口も減っていく中で、やはりこの設備投資も大きな課題だと。この2つから私は、例えば市町村合併と同じように取り組むべき課題だというふうに思っただけで積極的に検討しなければならないというふうに考えたところでございます。

まず1点目の県の計画策定までに市町村の考え方はどのように反映されたかということでもあります。時間がございませんので、大分はしょってしまいますけども、協議会を県の方でつくられたということで、これは議員もご指摘のとおりであります。消防の広域化を検討する協議会ということで、私ども市長会の方からは会長の山形市長が入っております。それから町村の方では会長の遊佐町長が入られて14名での協議会で検討する、まずどうするかという基本的な考え方を示されております。

この中には、置賜の方からも幹事消防本部の消防長が入っているということでもありますので、米沢の消防長が入ったのかなというふうに思っておりますが、長井市の方には、この第2回の委員会に先立ちまして平成19年10月1日に危機管理室長が来庁されまして、第2回の広域化委員会に提示するたたき台の説明をいただいたところでございます。そのたたき台というのが置賜の広域化の枠組みは3市5町であり、これに対して私は、ごみ処理やし尿処理を統一できない中で消防の一本化は難しいというふうに認識しながらも、先ほど申し上げました2点の理由から、今後の消防力の基盤強化あるいは消防体

制の効率化等のために、これはやむを得ない方向ではないかというふうに回答したところであります。

次に、各市町村から意見聴取された内容がどのように計画に反映されたかについては、少なくとも置賜ブロックの枠組みについては、現計画のように反映されたのではないかと考えております。また遊佐町長が述べられた意見が代表した意見と思われまますのでご披露申し上げますが、第1回の委員会の後、「各市町村との意見交換によれば、各市町村ともおおむね広域化にいくべきと考えていると思われる」というふうに発言されており、これは私も同じ考え方でございました。

次に、県の計画は絶対的なものなのかということについてですが、これについてはあくまでも県の方では推進するという立場でありますので、県で定めた計画に沿ってやらなければならないというのではないかと私は思っております。これらの趣旨については、議員がご指摘のとおりでありますので、省略させていただきます。

長井市、そして西置賜行政組合の考え方はということでもあります。市といたしましては、先ほど私が申し上げましたように、この2点から検討しなきゃならないと。それと西置賜行政組合の議会の中でも1度答弁させていただきましたが、西置賜行政組合の今、分担金でありますけども、これもやはり見直しをしていくべきだというふうに私は思っております。

議員もご承知かと思いますが、大分いわゆる消防に対する財政需要額に対して長井市は余分に出しておりますし、西置賜の中でも2つぐらいの町については地方交付税で交付されている額も分担金として出してないというところがございまして、これは非常に不平等だということに思っております。西置賜行政組合のあり方も含めて私は検討しなければならないというふうに思っております。今までは長井市が西

+

置賜の中核都市として、小国、飯豊、白鷹の分までかぶって余計に分担金を払ってきたわけですけれども、そうじゃなくて、あくまでもみんなで対等の立場で協力し合ってやっていかなければならない、いいきっかけだなというふうに思っております。

そんなことから西置賜行政組合として、私が管理者であることからそれぞれの副管理者、3町長さんの方にご相談申し上げまして、ぜひ西置賜としてももう既に広域消防化になっておりますが、人口規模が6万5,000人ぐらいでありますので、やはり国の定める基準にはまだまだ達していないので、やるべきじゃないかというふうにご提案申し上げたところ、心よく全員一致で、まず検討しましょうということになりました。

それから、4年後とされる広域化の具体的な進め方ということですが、これも職員派遣も含めてちょっとお話をさせていただきたいと思えます。

まず、県の方からは、「置賜の方で広域化を進めるに当たっては、山形、村山の方で行ってのように新たな組織をつくって、そしてそこで検討していただきたい」という旨の説明がありました。そこで私は、それは置賜広域行政事務組合の中でやるべきじゃないかなというふうに思ひまして、結局今は3市5町でごみを一緒にやってるわけでありまして、プラスやすらぎ荘という南陽にある福祉施設も置広でやってるわけです。西置賜行政組合でも消防プラスおいたま荘を一緒に行ってるわけありますので、おいたま荘のことも考えれば、やはり置広で検討していくのが一番よろしいんじゃないかということで、3町長から合意をいただきまして、置広の理事会で提案して、ほかの東南置賜の首長さん方からもご了解いただいたと。

したがって、21年度にそのためのたたき台をまずつくろうということで、消防広域化推進室、

これ仮称でありますけれども、置広の中に新たに設けまして、米沢、長井、南陽から職員を1名ずつ、そして置賜広域行政組合の方から職員を1名と、合計で4名ないしは置広からもう1名ということで推進化のための推進室をつくると。そのための職員の人件費については、置広の分担率でそれぞれ3市5町で負担するというような考え方で、まずたたき台をつくるというふうに思っております。

これにつきましては、長井市は市として代表として1人送りますけれども、あくまでも我々は西置賜7万人弱の代表として送りたいので、推進室長はぜひ長井市から出ささせていただきたいというふうに12月3日、米沢市長に申し入れたんですけども、なかなかかみ合わなくて、ちょっと管理職じゃなくという決意が強かったようで、そんな意味ではありますけれども、1名はまず派遣したいというふうに思っているところがございます。ちょっと抜けたところがありましたら、後ほどお願いしたいと思います。

次に、市行政の執行体制について、大きな2点目を答弁させていただきます。

まず、私の組織に対する考え方でありまして、これにつきましては、平成19年の12月に当時の地区長連合会の方から要望書をいただきました。その中で市の組織をできるだけ市民にとってわかりやすく、そして機能的な簡略された組織のあり方を模索すべきだというご要望、ご提言をいただきましたので、それに基づきまして、平成20年度については大きく組織を改革するにはちょっと時間的余裕がないということから、議員からご指摘あった自立経営対策室、これは19年に、今までは総務課の中の課内室だったものを独立されたものであります。

その理由につきましては、以前にもお答え申し上げてますが、平成18年に作成した自立計画については具体的な数字がなかなか、欠如してたわけではございませんけれども、欠けていた部分

があると。しかも自立経営対策室というのはあくまでも総務課の一つの中の室でございましたので、行革を進めるにはもう少し全体的に主幹から課長という形での徹底といたしますか、協力体制を求める必要があるということから私は独立させて、まず1年間か、ないし2年間で自立経営あるいは自立計画の体制強化と実現のための体制を強化していくというふうに考えておりましたが、まず1年で大体所期の目的は達成したということから、地区長会の要望もこたえなければならぬということ、それをまた課内室に戻したところであります。

これについては、私は自立経営対策室というのは市民の、例えば直接かかわりのある組織ではないというふうな認識をしておりましたので、あくまでも内部的な組織だというふうに思っておりましたので、これらについては市民サービスの低下あるいは市民の混乱を招くものではないというふうに考えまして、これは課内室にしたものでありますので、議員ご指摘のように混乱したとか、そういったものではなく、これは一貫した私の考え方でありまして、

そもそも組織というのは、いろんな社会情勢あるいは私ども行政としての市民ニーズに速やかに、あるいは迅速に対応できるような組織をその時代、時代に合った体制にしていくべきものというふうに考えておりますので、これを一度固定したらそれをそのままにしなければならないというのは、また違うのではないかと。市民に対してサービスの低下を招いたり、あるいは混乱を招くような組織の変更は、これは現に慎まなければなりませんけれども、まず市役所内部の事情とか、あるいは今、管理職が多いとかという事情もあるわけですけど、そういったことの目的ではなく、あくまでも市民サービスを充実させる、あるいは新たな市民の要請にこたえられるための組織をつくっていくという考え方で今検討しているところでございまして、議

員からご指摘あった長井市行財政改革推進委員の皆様には、まずご意見をいただくということで、こないだお示しをさせていただいたと。議会の皆様には、しかるべき時期のときに大体概略を提示させていただいて、ご意見をいただいた後に3月定例会に案として出したいというふうに考えているものでございます。

少し時間かかりますが、言われている組織変更、また職員の確保をどうするかということについて、ちょっとご答弁させていただきたいと思っております。

まず、言われている組織変更ということではありますが、長井市職員の数でございまして、ここ10年間で400名の職員が301名まで減少しております。また21年の4月1日には恐らく295人前後に減るだろうというふうに思われておまして、職員採用を手控えてきた結果、職員の数は減ったのですが、年齢構成が大変いびつなものになっております。大体で恐縮でございますが、301名の職員のうち約半数が50歳以上という組織としては非常に逆ピラミッドのような形になっておりますので、これをどういった組織としてこれから職員採用も含めて作り直していくかと、どういった職員構成にしていくかということを見据えながら考えていかなければならないと思っております。

一方で、一人一人に求められる業務量は職員の減少に伴いまして年々増加しておりまして、市民サービスの向上はおろか、維持することも大変な状況になっているのは議員ご指摘のとおりであります。そのためさらなる業務の見直しや事務の効率化を図ることは当然のことながら、いかにして新たな市民サービスに対応すること、あるいは現在のサービスの維持向上を図るかという問題に直面しています。時代の要請にこたえるべく職員一人一人の能力の向上だけでなく、組織として力を養っていくためには柔軟な機構が必要となつてきております。過去にも部

+

課長制を廃止したり、あるいは平成の初めには大課制ということも行っておりますので、そういったよいところ、あるいはデメリットの部分をよく検討しながら、1月中ぐらいにはたたき台をつくってまいりたいというふうに思っております。

次に、職員の確保をどうするかということですが、まず職員については、今まで自立計画の中で退職者の3分の1を補充すると。しかも、これ事務職だけに限られておまして、そのルールでずっと来ております。それらについて、やはり見直しをもうすべき段階であろうというふうに思っております。また平成21年からの10年間で100名以上の職員が退職いたしますので、この3分の1ルールでいってしまいますと、今の職員数が恐らく事務職含めて200名ぐらいになりますので、それで果たして市役所としての今までどおりの、あるいは今まで以上のサービスができるかということは非常に私は疑問でありまして、そこらについても、まず、たたき台として今後10年間の定年退職者あるいは保育士さんを含めて行二の考え方、これらも整理してたたき台等を示さなければならないというふうに考えております。

一方で、特に職員が減っていく状況の中では、今回の組織機構改革の中で、いわゆる係制をすべて廃止するというわけではありませんが、どうしてもセクト主義に陥る部分もございますので、グループ制のようにして2つ、3つの係を1つにしたり、1つのグループの中に係長は複数いても全く問題ありませんので、あるいは補佐も複数いても全く問題ないというふうに考えておりますので、より以上の管理職の管理能力が問われるわけでありまして、そういったことも考えながら少数精鋭といいますか、そういう形でできる組織のあり方を模索してまいりたいと思います。

私の方からは以上でございます。

○佐々木謙二議長 飯澤常雄総務課長。

○飯澤常雄総務課長 私の方からは、21年度の職員体制について質問にお答えしたいと思います。

本年度末の定年退職者の数でございますが、8名でございます。内訳は、保育士が2名、保育士を除く一般行政職が6名でございます。

次に、定年退職以外の退職でございますが、現在のところ勧奨退職が4名でございます。自己都合退職1名、合わせまして計5名でございます。5名の内訳は、保育士が1名、保育士を除く一般行政職が4名となっております。

次に、3点目の病気休暇取得者の状況でございます。病気休暇の取得者、病気休職者合わせて今現在5名でございます。そのうち3名が、いわゆる心の病と申しますか、精神疾患による療養が必要とされている方でございます。3名の職員の現況と今後につきましては、専門医の診断あるいは本人との面接聞き取り等によりまして慎重に対応してまいりたいと考えているところでございます。

最後に、21年度当初の職員数、先ほど市長のご答弁にもありましたが、21年の新規採用職員は、上級職6名、初級職1名、合計7名の新規採用を予定しております。職員総数は本年度当初301名に対しまして6名減の295名で想定をしております。

なお、西置賜行政組合、置賜広域病院組合、置賜広域行政事務組合等への一部事務組合の派遣につきましては、今年度当初31名に対し、今現在は34名を想定したところで考えておるところでございます。以上です。

○佐々木謙二議長 10番、高橋孝夫議員。

○10番 高橋孝夫議員 それぞれ答弁をいただきまして、ありがとうございます。

再質問ちょっとさせていただきたいと思いますが、消防の広域化についてです。市長の考え方というか、これを見直しをしなきゃいけないんです、全体の、という考え方の基盤にある2

つの考え方はわかりました。ただ、残念ですが、私、何遍も言ってますが、消防というのは自治体消防というのが、これは原則なんですね。国がこういうふうには法改正して消防庁長官が基本指針を出して、県がそれに追随をして広域化の推進計画を出したと。これに市町村は、じゃあ、「ははあっ、そのとおりです」というふうには言わなきゃいけないのかなというところが一番ひっかかるんです、私は。まず、その性質について明らかにしていただきたいと、どうとらえているか。

もう一つは、財政の問題です、やっぱり。何で県が示した推進計画を検討するのに市町村がお金を出して、職員も派遣してやらなきゃいけないのというところがとっても不可解なんです。だとするならば、県がそれだけかかるお金はこうこう手だてしますというふうなことが私はあってしかるべきだし、そういうもんだと思うんですね。何か口だけ出して、お金はおまえたちよというやり方でいいのかということが本当に私、理解できないんです。そこは分担金として上がるよね、間違いなく、長井市、分担金ふえるわけだ。そういうことでいいのだろうかというところが私はやっぱり疑問です。

そのこのころの考え方をお示しいただいて、県に対して私はやっぱり要望すべきだと思う、こういうふうにかかり増しするんですよと。これはやっぱり何とか手だてをしてほしいということとは最低限言っていかなければならないのではないかと私は感じますが、そこについて考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○佐々木謙二議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

議員ご指摘のように、我々市町村にとってみれば、この消防の広域化に限らず国の方で市町村の実情をしっかりと把握しないままにいろいろなものを決定し、それを我々の方におろしてくるということがたくさんあります。財源もち

ろん十分な財源を示さないままにしなければならないという部分があります。そういう意味では今回の消防の広域化についても同じように、県の方でそこまで言うんだったらそれなりの財政措置をしてほしいという考えはございますが、今までの議論の中では、あくまでも我々自身の問題だということから、まず、どういうふうにするかというたたき台をつくる話ですから、実際広域化をしようとどっかの時点で決断した段階から、やはりそれなりの財政措置を求めていくというふうにしたいと思います。今まではあくまでも検討をまずするということでありますので、そのように考えているところでございます。

○佐々木謙二議長 10番、高橋孝夫議員。

○10番 高橋孝夫議員 ぜひ、その部分については要望していただきたいと思います。

もう2点お聞きしたいんですが、1つは、平成21年度にたたき台をつくる、新たな室で多分つくるんだと思いますけれど、それはわかったんです。ただ、これ平成24年度までに広域化するところはしなさいよというのが国の考え方なわけですね。それを、じゃあ、本当にそうするのかと、広域化ということで進めるのか、いや、そうではないという判断をしなきゃいけない。

それはいつの時点で判断をされるというふうには3市5町で確認をされてるのか、お聞かせをいただきたいのが1つと、もう一つは、たたき台をつくるのはいいけれども、それはあくまでも行政のレベルでのたたき台にしかならないと思う。申し上げていますように、私は住民の生命、身体、財産を守るための消防だから、これは住民の声をちゃんと聞かなきゃいけないと思うんです。声や思いあると思うんですね。それをどういう手法で酌み取って判断する際の検討事項として反映をさせようと考えておられるのか、この2点お聞かせをいただきたいと思います。

+

○佐々木謙二議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

まず、広域化するかどうかについての判断を今のところの案では21年度中にしたいというふうに事務局案ありますけども、私は、2年、3年とこういったものに時間かける必要はないかと思っておりますけども、その内容については非常に難しいというふうに認識しております。特に私ども西置賜についてはもう既に広域化を進めておりますので、やり方次第によっては消防本部置賜一本のものをまた新たにつくるとか出てくる可能性ありますよね。そうしたときに我々、二重投資しなきゃなりませんので、そういうような案でしたらとても乗れませんし、また議員ご指摘のとおり、西置賜の中でも本当に白鷹と飯豊と小国が同じ分署で人口規模が違うのに果たして、今15名ですか、それを維持できるかということもありますように、実際体制どういふふうになるのかということがある程度見えてこないと判断できないというふうに思っておりますので、これは慎重にしなきゃいけないと。ただ、計画では17年であります。

あともう1点が、手続的なものでありますけども、まず、これは置広というのが幸いにして担当者レベルでの担当主幹会があります。そして私どもの方から強く言ったのは、参与会ということで各市町の副市長、副町長さんでの参与会があって、そして我々理事会と、それぞれの段階で詰めていくような形で行いますので、住民の意向というのは、それぞれの町長さん、市長さんが責任を負うべきものと思っております。ですから推進室でそれぞれを説明して回って住民から意見を吸い上げるというものではない、いわゆる市町村合併と同じような手続を踏むものであろうというふうに私は思っております。

○佐々木謙二議長 10番、高橋孝夫議員。

○10番 高橋孝夫議員 今、答弁いただきました。これからまだ時間、タイムラグがあります

から、また何回かお聞かせをいただくことになると思うんです。ぜひ私は慎重に、これは対処をしていただきたいと思います。

残った問題については、後日の総括質疑の中でさせていただきます。

終わります。ありがとうございました。

藤原民夫議員の質問

○佐々木謙二議長 次に、順位4番、議席番号12番、藤原民夫議員。

(12番藤原民夫議員登壇)

○12番 藤原民夫議員 私は、通告しております1点について、市長、市民課長並びに税務課長に質問を行いますので、明快なご答弁を求めます。

質問のテーマは、親が国民健康保険税を滞納しているために保険証を取り上げられ、資格証明書が交付されて無保険状態となっている世帯で中学生以下の子供たちが医療から排除されているという実態と、その解決策についてお尋ねをするものであります。

厚生労働省がこの10月30日公表した国民健康保険の資格証明書の発行に関する調査では、このような無保険状態になっている中学生以下の子供が9月15日現在、全国で3万2,903人に上ることが明らかになりました。病気にかかりやすい子供がいる世帯であっても、お構いなしに罪のない子供たちが医療から排除されているという実態が浮き彫りとなったのであります。

11月14日の毎日新聞、こう書いております。「記者の目」という欄ですが、「保険証ないねん、先生、湿布くれ」、保健室に来た小学生6年生の男児から大阪府の養護教諭が聞いた言葉だ。親が国民健康保険の保険料を滞納して子供